

自動車騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル L_{Aeq})

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル	55デシベル
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル	60デシベル

(注)

- A 地域： 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
田園住居地域
- B 地域： 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、
用途地域の指定のない地域
- C 地域： 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

(等価騒音レベル L_{Aeq})

午前6時から午後10時まで	午後10時から午前6時まで
70デシベル	65デシベル

備考 1

車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考 2

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道。

備考 3

幹線交通を担う道路に近接する空間とは、以下のものをいう。

- (1) 二車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 二車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル L_{Aeq})

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(注)

- a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域
- b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

(等価騒音レベル L_{Aeq})

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

備考 1

車線とは、1縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考 2

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道。

備考 3

幹線交通を担う道路に近接する空間とは、以下のものをいう。

- (1) 二車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- (2) 二車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

道路交通振動に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
	該当地域	昼間	夜間
		午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の指定のない地域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70デシベル	65デシベル